

○財務省告示第三百三十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十九年十月十九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年十一月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第六百六十二回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条
第一条及び第四十七条第一項
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

三 振替法の適用 以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）

四 発行方法 争入札発行という。）の価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとの応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者ごとの応募限度額を定めるものによる発行」という。）

十 十					九 八					七					ハ									
イ 一					振 額 最					ロ イ					ハ									
発 行 行 日					替 単 位					払 込 金 額					行 争 非 者 特 国 行									
札 格 競 争 格					低 額 面 金					札 格 競 争 格 第 II 加					札 格 競 争 格 第 I 加					札 格 競 争 格 第 II 加				
国 債 市 場					行 争 非 者 特 国 債 市 場					行 争 非 者 特 国 債 市 場					行 争 非 者 特 国 債 市 場									
額 以 上 金 額 百 円 に つ き 百 円 十 七 銭	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 十 五 銭	平 成 二 十 九 年 十 月 十 九 日	す る 。	額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円	円	八 百 五 十 三 億 四 千 四 百 八 十 四 万	円	千 九 百 九 十 二 億 三 千 八 百 十 三 万	八 千 十 四 億 九 千 五 百 三 十 五 万 円	で 八 百 五 十 二 億 円	た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	特 別 計 関 する 法 律 第 四 十 七								

十七六

償還金額

額平成四十九年九月二十日

十五

後第二期

を、支払う。六月間に属する

十四

初期

と、平成十年三月十日を

十三二

の経過入札・別債行争非者特
払過札格第参市及入札格第参
込利率行争非者特国発競I加

募入○・六パーセント
払込金額に追加、第二号に
り算出した金額を第十号に
定する。期日に払い込むものと

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6}{100} \times \frac{29}{365}$$

が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払うこととし、
次号及び第十六号において規定
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

二 十 十
十 九 八

払 者 入 払 元
込 札 場 利
期 参 所 金
日 加 支

平 財 日
成 務 本
二 大 銀
十 臣 行
九 か
年 ら
十 通
月 知
十 受
九 け
日 た
者